

第1章 はじめに

1 計画の目的

人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会構造やニーズの変化等に伴い本市の空き家等の問題は、年々、深刻化しており、なかでも、適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、鹿児島市では、平成26年4月に「鹿児島市空き家等の適正管理に関する条例」を施行しました。

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、平成29年12月には空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「鹿児島市空き家等対策計画」を策定し、同計画に基づき対策に取り組んできました。

本市の空家は増加傾向にあり、平成25年から30年の5年間で約1.1倍に増加しており、今後も、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、増加が想定されることから、令和3年度の計画期間満了にあたり、必要な見直しを行い、引き続き、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

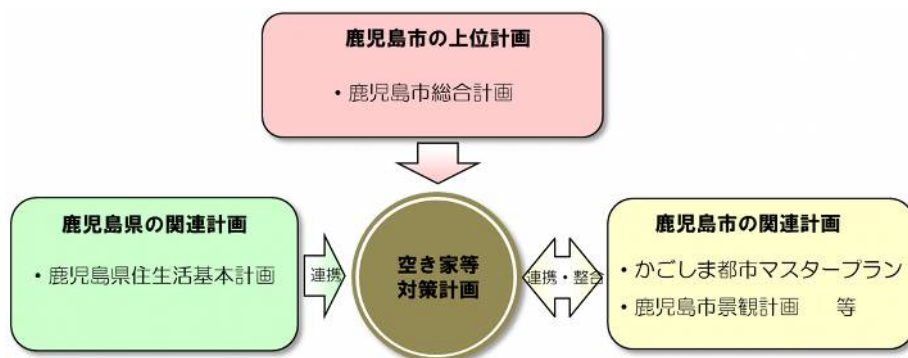
2 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項の規定に基づく計画です。

市の「鹿児島市総合計画」を上位計画として位置付け、関連計画である「かごしま都市マスタープラン」、「鹿児島市景観計画」等との連携や整合を図るものとします。

また、鹿児島県の関連計画である「鹿児島県住生活基本計画」との連携を図るものとします。

【空き家等対策計画の位置付け】



SDGs との関連

国連の持続可能な開発目標（SDGs）は17のゴールと169のターゲットが掲げられています。本計画では、関連が深い、2のゴールの達成に向け、空き家問題の解決に取り組みます。



3 計画の対象地区等

(1) 対象地区

本計画は、鹿児島市内全域を対象とします。

(2) 計画の対象

本計画は、法で対象としている「空家等」だけでなく、条例で対象としている「管理不全な住家等」や「管理不全な空き地」も含むものとします。

計画の対象



4 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から8年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済状況の変化や国・県の動向、市の上位計画等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。